

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会
無形文化遺産特別委員会（第1回）議事録

1. 日時

平成28年1月28日（木）14:00～15:30

2. 場所

文化庁特別会議室

3. 出席者

委員：岩崎委員，内田委員，小野寺委員，唐澤委員，河野委員，神崎委員，佐藤委員，松崎委員

事務局：中岡文化庁次長，村田文化財部長，齊藤文化財鑑査官，大谷伝統文化課長，守山文化財国際協力室室長補佐，その他関係官

4. 議事等

○「文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会の会議の公開について」（平成27年4月20日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定）1. (1)及び(4)の規定に基づき，「議題(1)委員長及び委員長代理の選任について」及び「議題(3)ユネスコ無形文化遺産保護条約代表一覧表の提案案件について」は議事の内容を非公開とすることが了承された。

河野委員が委員長に選出され，松崎委員が委員長代理に指名された。

（傍聴者入室）

【河野委員長】 それでは，議題(2)報告事項に入ります。

まず，ユネスコ無形文化遺産保護条約第10回政府間委員会の概要について，事務局から御報告をお願いいたします。

【守山文化財国際協力室室長補佐】 資料2に基づきまして，御報告をさせていただきます。

毎年1回開催されますユネスコの無形条約の政府間委員会ですけれども，2015年は11月30日から12月4日まで，アフリカのナミビアの首都ウィントフックにおいて開催されました。現在，政府間委員会の委員国は，資料2の最初にあります24か国となっております。委員国の任期は4年間なのですけれども，連続して立候補できないものですから，日本は今，委員

国を外れた形となっております、今回の委員会については、オブザーバーとして参加を
してまいりました。日本の出席者といたしましては、パリにございますユネスコ代表部の
佐藤大使、そして、本日御出席の岩崎委員にも御出席いただきまして、私も出席してまい
りました。

残念ながら、ユネスコの審査能力の限界を超える件数が毎年各国から提出されるという
状況もあり、本年については、日本から提出しておりました「山・鉾・屋台行事」は、そ
こまで審査がたどり着かず、2015年の政府間委員会では日本の案件は審査なしということ
でございました。なお、「山・鉾・屋台行事」については、2016年に審査されることになっ
ております。

全体を見渡してみますと、まず、無形文化遺産条約のリストが何種類かございますけれ
ども、一番注目を集めます代表一覧表の審議については、35件審議されまして、今年に記
載が23件ありました。全体としましては336件ということになっております。また、それ以
外にも緊急保護一覧表、それから国際的援助要請の審議が行われました。

この条約の一つの課題といたしまして、本来はユネスコ無形文化遺産保護条約ですので、
その保護を充実させていくために、この緊急保護一覧表や、あるいは実際の保護に必要な
資金をこの条約の基金から拠出するという国際的援助要請等の制度を、もつともつ活用
すべきということが今回の委員会の場での発言として多くありましたし、課題としてずっ
と認識はされておりますが、実際は代表一覧表の審議件数が最も多いという状況となりま
した。

続きまして、裏面の「2.「評価機関」構成員の改選」にまいります。2015年の登録のサ
イクルから、提案書の事前審査を行う機関が新しくなりまして、委員会の諮問機関とい
う位置付けになりますけれども、「評価機関」という名称で諮問機関が立ち上げられており
ます。これは、2014年の委員会において発足いたしまして、そのときに委員国の間で選挙が
行われました。選挙では、評価機関メンバーとして世界の各地域から専門家が1名ずつ、ま
た、NGO、専門機関が1団体ずつということで、計12のメンバーが選出されております。
日本からは岩崎委員にメンバーとしてお入りいただいているところでございます。

今回、この評価機関での初めての審査となりましたので、よろしければ後ほど岩崎委員
から、評価機関メンバーの守秘義務に反しない範囲でお気付きの点を是非御教示いただ
ければと思います。

この評価機関の12のメンバーは、それぞれ任期が最大4年となっております。2014年に初

めて発足いたしましたので、その時点から始まりまして、毎年3人、あるいは団体と個人の専門家と合わせて3メンバーが入れ替わるという仕組みになっております。4年間で全員が入れ替わるようになっておりますので、2014年の発足時にくじ引で決めた残りの任期に従いまして、今年の委員会において対象となりました専門家1名と、専門機関2名の計3メンバーが改選されております。表中の下線を引きました方が新しく選出された方です。これは委員国の投票によって前もって各国から推薦されていたメンバーを選ぶという方式で選挙が行われております。

さらに、毎年の委員会で、その翌々年以降の提案書の審議件数が決定されますけれども、2015年の委員会では2017年・2018年の2か年の審査件数が決定されました。引き続き、ユネスコの予算や人員の厳しさ等、その所与の条件に変化がないということで、2015年・2016年に引き続きまして、2017年・2018年においてもそれぞれ審査件数の上限を50件とする。ただし、50件以上の提案があった場合には、各提案国は少なくともこの2か年に1件は審査を保障するということが決議されております。

最後に、次回委員会の開催時期及び場所が決定されまして、次回は2016年11月28日から12月2日にエチオピアのアディスアベバで開催されることが決定されております。

報告は以上でございます。

【河野委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

特にないようでございましたら、岩崎先生、何か御経験等を含めまして、御意見をいただければと思っております。

【岩崎委員】 これまで2つの評価機関、評価を審査する機関がありまして、それぞれ代表リストとそれ以外のリストを審査したのですけれども、今年初めてそれらが一体化されて、評価機関ということで、その審査の作業の初年度だったのですけれども、結論から言いますと、皆さんからこの形がいいのではないかといい評価を受けました。最後の決定事項 (Decision) の中でも、評価機関がリストに一貫性を持った形で評価しているということが決議されておりますので、この形はしばらく続くのではないかなと思っております。

この無形文化遺産保護条約もそうですし、最近、ユネスコに関わることで審査の透明性とかいろいろ言われていますけれども、中でどういう審議をされたのかということについてはお話できないのですけれども、ただ、とっても透明度の高い形でこの審査が行われて

いる、しかも、とてもバランスのとれた形で、平等な形で行われているということを御報告いたします。

よく、何を基準に審査をするのですかと言われるのですけれども、ユネスコ無形文化遺産のホームページのサイトを見ますと、『aide-memoire』というものがあまして、かなりの分厚い資料なのですけれども、誰でも読むことができる資料で、その資料は、これまで審査に関わってきた経験から、それぞれの年の審査員が、こういうところに気をつけて提案書を書いたらいいのではないかとか、あるいは、こういうところについては条約の精神をもっと反映した形でこう書いたらいいのではないかというような、そういった注意事項のようなものが全て集まっているものです。ですから、私たちが審査するとき、その『aide-memoire』を引っ張り出して、それぞれの提案書と『aide-memoire』を照らし合わせて、『aide-memoire』に書かれていることが、十分にその提案書に反映されているかということが基準になります。ですから、透明性という意味では、誰が見ても最終的には、なぜそういう結果になったのかが分かる形になっています。

評価機関の中の、審査をする12人に関しても、いろいろな意見、それからいろいろなバックグラウンドを持った人たちがいます。それぞれの審査の結果がびったり一致するということは決してなくて、ですけれども、強引に意見の強い人が通るということでもなく、あくまでもコンセンサスを作っていくという形で事前審査の結果に至ったわけです。ですから、この『aide-memoire』というものが、これまでは余り分かりやすい形ではなかったのですね。資料としてはホームページに載っていたのですけれども、パッケージとしてこれを見て下さいという形ではなかったもので、その意味では、今年審査をする段階で、この『aide-memoire』があったこと、あるいは、『aide-memoire』を見ながら提案書を書いているという前提で考えると、審査をしやすくなったなという感じはします。

ただし、膨大な量ですので、それに全て見合った形で提案書を書いていくということがほぼ不可能なのです。それと、審査する場合も、さじ加減というのですか、ここの部分は大事だと思う人がいたり、いや、そこはいいのではないかと思う人がいたり、その部分で審査結果が少し予測できないというようなこともあり得るかと思えますけれども、少なくともこの『aide-memoire』が公開されて皆さんのお手元に届けられているという事実は、これまでよりはずっと分かりやすく、提案書が書きやすくなっていると思います。

審査をした立場からはそのような意見で、最終的にこの政府間委員会で私が一番興味あったのは、私たち評価機関の勧告、結果をどんなふうに受け止めるのか、あるいは、どれ

ぐらいひっくり返すのかということに興味がありまして、それを興味を持って見ていたのですけれども、そんなに強引なケースは余りなかったかと思います。むしろ、さじ加減の部分で、評価機関のときにはこれを通さないのは（登録にしないのは）ちょっと心苦しいねというような感じのものが、実際に政府間会議で相互の情報交換をしながら登録に導くというようなことも幾つもありましたので、これまではちょっと距離を持って見ていて分かりにくかった審査のプロセスというのが、実際に中に入って見て、私自身はとても分かりやすくなりました。その意味では、提案書の書き方とか審査の在り方を、今後、私の経験を生かすことができれば、そういう形でお手伝いできたらなど、日本も含めて、それ以外の国のお手伝いもしたいなと考えております。

以上です。

【河野委員長】 どうもありがとうございました。大変貴重なノウハウが蓄積されていると感じますので、どうぞ先生、今後ともよろしく願いいたします。

御質問等はありませんでしょうか。

それでは、御質問はないようでございますので、この件につきましては、これで終わらせていただきます。

次に、議題(3)の審議に移らせていただきます。

これより議事は非公開となりますので、恐れ入りますけれども、傍聴の方々は御退室願います。再入室はございませんので、どうぞお荷物はお忘れにならないようにお持ち帰りいただければと存じます。

(傍聴者退室)

○代表一覧表記載の提案候補の選定について、議論が行われ、本特別委員会の下にワーキンググループを設置すること等が了承された。